

控



不適切な調査事務処理事案についての上申書

令和5年4月27日

札幌国税局長 殿

名古屋市中区栄1丁目13番2号

愛織第2ビル2階

税理士法人 Impact

代表社員 大箸 直彦



札幌国税局管内の複数の税務署法人課税部門において、国税庁の事務運営指針にある「争点整理表の作成及び調査審理に関する協議・上申等に係る事務処理手続きについて」を無視した調査事務運営が行われているとしか考えられない強引な課税処理を実行しようとしている不適切な調査事務処理事例が確認された。

納税者が提出した証拠書類を紛失又は隠蔽したのではないかと疑われる事例や、恐喝とも取れる調査担当者の発言があった事例、税理士が変わった途端に調査結果が大幅に変わった事例等が、複数年にまたがって、札幌国税局の複数の税務署及び札幌国税局で起きている。

これらの事例はすべて、実際に起こっている事実であり、公表されれば、税務行政に対する納税者からの信頼を著しく失墜するものであるから、当該不適切な調査事務処理事例の事実関係の調査と原因の解明を行った上で、当該納税者に対する正式な説明と謝罪を求める。また、再発防止のため、札幌国税局の法人税調査に関する事務運営全般の点検と見直しを求める。

<具体的な事例1>

- 札幌中税務署 法人課税第6部門
[REDACTED] 株式会社

- 札幌西税務署 法人課税第8部門
株式会社 [REDACTED]

※2社はグループ法人

札幌中、札幌西税務署法人課税部門の連携調査の事務処理において、すでに3月2日付「加減算事項」の交付の方法により、修正申告のようが行われていたところ、以下の問題点が確認された。

- ① 3月31日付で税務代理権限証書が提出され、関与税理士の追加が行われたところ、調査担当者から「当該追加された税理士が調査結果の判断に関与するのであれば、修正申告のしようよう金額が増加する」旨の発言があり、4月3日までに態度を表明するよう迫られた。(当該発言等の一部始終についてボイスレコーダーによる録取証拠あり。)
- ② 3月2日付「加減算事項」の内容を精査したところ、納税者が簿外資産に関する領収書や収支管理資料を提出していたにもかかわらず、処分において一切考慮されておらず、全額代表者の認定賞与とする内容となっている等、本来あり得ない課税処理を行う内容であった。
提出した証拠書類を紛失又は隠蔽した疑いが持たれる状況と認められる。
- ③ 個人名で営業許可を取得し、申告していた店舗について、具体的な証拠が無いにもかかわらず、法人帰属の店舗として強引な課税処理を行う内容となっていた。

<具体的な事例2>

- 札幌南税務署 法人課税第3部門、第4部門、第5部門
■ 株式会社
■ 有限公司
※2社はグループ法人

札幌南税務署法人課税部門の調査の事務処理において、すでに11月30日付「加減算事項」の交付の方法により、修正申告のしようようが行われていたところ、以下の問題点が確認された。

- ① ■ 株式会社事案について、売上除外に関する証拠が全く無いにもかかわらず、経理担当従業員の個人預金の出入金が多額という理由のみで、7期遡及して推計による売上除外を課税する内容となっている。また、代表者が費消等した事実が全く把握されていないにもかかわらず、全て代表者に対する認定賞与とする内容となっている等、本来あり得ない課税処理を行う内容であった。

元々の顧問税理士は何ら反論することなく修正申告に応じる姿勢を見せていたところ、関与税理士の追加が行われ上記の問題点を指摘したところ、直ちに再調査する状況となり、その後4ヶ月経過したが何の説明もない。

- ② ■ 有限公司事案について、従業員の独断による横領行為であるにもかかわらず、法人に対する課税処理及び重加算税の賦課を行なう内容となっている。また、代表者が費消等した事実が全く無いにもかかわらず、一部の資金を代表者に対する認定賞与とする内容となっている等、本来あり得ない課税処理を行う内容であった。

<具体的事例 3 >

○ 令和 2 年度

課税第二部資料調査課

████████ 株式会社

株式会社 █████

令和 3 年 5 月 14 日付「税理士及び税理士法人に対する懲戒処分の請求書」の提出するまでに至った事例。

課税第二部資料調査課から、すでに「加減算事項」の交付の方法により、修正申告のしようようが行われていたところ、元々の顧問税理士は何ら反論することなく修正申告に応じる姿勢を見せていたが、関与税理士の追加が行われ内容の見直しを行った。

その結果、████████ 株式会社については、総額 202,869,758 円の修正所得であったところ総額 43,588,135 円に減額。████████ については、総額 39,870,500 円の修正所得であったところ総額 7,102,777 円に減額となった。